

京都市職員措置請求書

2008年11月7日

請求の趣旨

1 本年10月9日、京都市監査委員は、我々が提出した住民監査請求に対して、生田教育企画監、在田総務部長ら京都市教育委員会幹部職員8名らが、帰宅にタクシーチケットを使用した117件を不正使用と認定し、それぞれの職員に返還を命じる勧告を行なった。
(監第61号)

2 門川大作前京都市教育委員会教育長については、専属の公用車があったため、この監査請求の対象としなかったが、その後、公文書公開請求を行なったところ、同教育長についても、次のような不正使用の事実が判明した。

(1) 監第61号でも、市外出張の際の京都市内の移動にはタクシーチケットを利用することはできないとされているが(同監査結果20頁)、門川教育長は、市外出張の際、京都市内の移動にタクシーチケットを再三使用している。

(なお、下表の「番号」は、別紙事実証明書の前記のタクシーチケット使用報告書に記載した番号である。)

番号	日時	金額	用務内容
8	H19.5.18	1,360円	東京出張(再生会議)に伴う帰宅
12	H19.5.26	3,600円	東京出張(ボーイスカウト全国大会)に伴う移動
17	H19.7.13	1,140円	東京出張(再生会議)に伴う移動
19	H19.7.19	1,300円	東京出張(再生会議)に伴う移動
20	H19.7.19	1,270円	東京出張(再生会議)に伴う帰宅
22	H19.7.31	1,080円	金沢出張(全国学校集会講演会)に伴う帰宅
26	H19.10.23	1,360円	東京出張(再生会議)に伴う帰宅
小計		11,110円	

(2) 公共交通機関の最終便までの時間にタクシーチケットを使って帰宅したと思われるもの(用務内容から判断して、深夜にまで及ぶ業務とは見なせないもの)。

番号	日時	金額	用務内容
1	H19.4.1	1,530円	ソロプチ東山コンサート出席後の帰宅
4	H19.4.21	1,040円	学校医会総会出席後の帰宅
5	H19.4.29	640円	中体連懇話会出席後の帰宅
9	H19.5.19	650円	堀川灯籠祭り出席後の帰宅
14	H19.6.16	1,290円	学校●師会出席後の帰宅(注:●は判読不能)
小計		5,150円	

(その他、2、7、11、16等については、タクシー利用時間についての調査を求める。)

3 以上から、門川前教育長は、タクシーチケット不正使用の合計額16,260円を返還せよとの勧告を求める。

4 なお、教育長については、専属の公用車があり、教育長は、毎日の出勤、帰宅にも公用車を使用している。

京都市においては、数年前から、局長級職員の公用車による自宅送迎は廃止されており、現在では、市長、副市長を除けば、教育長、市立芸大学長だけが公用車による自宅送迎を続けている。市立芸大は、その所在地からみても止むを得ない面があるとしても、本庁に勤務する教育長を公用車で自宅送迎するのは認められない。局長級職員の自宅送迎を廃止したにもかかわらず、何故、教育長だけ自宅送迎を続けているのか説明もつかない。

しかも、教育長らの公用車による自宅送迎については、文書による定めもなく、何の根拠もないまま続けられている。市長部局の所管になる公用車を、文書の定めもないまま、教育委員会の職員に利用させるのは認められない。

したがって、教育長は、公用車による自宅送迎という不当利得を得たのであるから、少なくとも、2007年度の専属の公用車運転手の給与分合計額から公共交通機関による通勤費を差し引いた金額を不当利得返還請求せよとの勧告を求める。(門川前教育長は、2007年12月14日まで、高桑現教育長は、それ以後、年度末までの金額となる。)

また、監査結果に、教育長の公用車による自宅送迎を中止するようとの意見を付記されるよう要請する。

請求者

住 所	職 業	氏 名	印
-----	-----	-----	---

以上、地方自治法第242条1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を要求する。

京都市監査委員様

